

平成 29 年度新宿区外部評価委員会 第 2 回会議概要

<開催日>

平成 29 年 10 月 5 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（13 名）

名和田是彦、山本卓、星卓志、荻野善昭、小池玲子、小菅知三、小林浩司、鶴巻祐子、野澤秀雄、林直樹、藤岡聡子、鱒沢信子、安井潤一郎

事務局（5 名）

宮端行政管理課長、池田主査、三枝主査、杉山主任、原田主任

<開会>

【会長（第 3 部会長）】

おはようございます。

ただいまから平成29年度第2回新宿区外部評価委員会を開催いたします。

本日の委員会は、評価の取りまとめを行います。

議事に入る前に、各部会長から、部会においてヒアリングや取りまとめがどのように進んでいったか、評価の概略や感想などを述べていただこうと思います。

まず、第3部会についてです。ヒアリングはつつがなく終わりましたが、取りまとめについては事業ごとに時間の差がありました。あまり問題がないと思われる事業はスムーズに進み、非常に委員の関心が高い事業や問題がありそうだと思われる事業にはかなりの時間をかけて、慎重に審議を行いました。結果として、4事業について「適当でない」とする評価となりました。

「適当でない」とした理由については、所管課が掲げた目標値に実績が達していないのに「計画どおり」としているということがあります。その理由をきちんと説明されている所管課もあり、そのような事業については納得できたのですが、説明があまり十分でないという事業は、ヒアリングで質問し、部会で審議した上で、どうしても納得できないという場合には「適当でない」と評価しました。このような事業は、かなり印象に残っています。

【第1部会長】

第1部会もヒアリング時間の長短はありましたが、特に混乱もなく終わり、それを受けて、各委員が個別に評価し、それを持ち寄って1事業ずつ議論していくという形で取りまとめを行

いました。

どうしても議論や各委員の関心が、事業そのものの効果や目標達成のための手段とか体系などにいくのはやむを得ないと思います。行政評価制度自体は事業そのものの評価ではないので、少し対応のしにくさがあったという感想です。

評価については、目標を達成していないので「達成度が低い」あるいは「計画以下」という内部評価をしている事業でも、全体を見るとそうではなく、実績が上がっていたり、努力していたりする事業が幾つかありました。そのような事業について「適当でない」という評価をしようかという意見もありました。この点については、区民から見た場合に「適当でない」という評価が、非常にネガティブに受けとめられるということに鑑み、「適当である」という評価とし、意見の中で、そうはいつでも十分に事業に取り組んでいるというコメントを入れるということにしました。このような評価はかなり悩みました。

【副会長（第2部会長）】

特に民間等に業務委託している事業について「達成度が低い」という内部評価がされている時に、実際の現場では努力しているにも関わらず、評価の上ではむしろネガティブに評価されているということもあり、かなり悩ましく思いました。そのような事業が幾つかありました。

全体を通じては、満遍なく審議しつつ、評価が難しい事業については、より多くの時間を割くという形で集中的に審議をし、慎重に評価の取りまとめを行いました。いろいろな角度からの審議の結果、「適当である」とした上で、評価内容において問題を明確にして、意見を記すというような形で取りまとめている事業も多くあります。

【会長】

ありがとうございました。

では、評価の取りまとめに入りたいと思います。

今回は、各部会で「適当でない」と評価した部分について、その理由を含め、全体で確認していきたいと思います。全て「適当である」と評価した事業については、次回、全体で確認を行います。部会ごとに部会長から「適当でない」とした事業について、報告をお願いします。

【第1部会長】

第1部会ですが、1事業について「適当でない」と評価しています。「適当でない」とした評価項目は1項目です。事業名は、計画事業71「新宿らしいみどりづくり」です。事務局から、「適当でない」とした項目についての説明をお願いします。

【事務局】

第1部会で「適当でない」とした事業について、事務局から説明させていただきます。

計画事業71「新宿らしいみどりづくり」です。この事業の目的は、みどりの保全や新宿らしい特色あるみどりの創出を行うとともに、道路整備にあわせて、緑量のある街路樹を植栽することで、うるおいのある都市空間を形成することです。

手段としては3つあり、1つ目は、新宿らしい都市緑化の推進です。平成28年度の実績については、花の名所づくりとして、宮田橋公園、早稲田公園の2つの公園において植栽を行いました。

た。また屋上緑化、壁面緑化についての助成を行いました。2つ目は、樹木・樹林等の保存支援です。平成28年度については保護樹木を10本指定しました。3つ目は、新宿りっぱな街路樹運動です。平成28年度は四ツ谷駅再開発周辺道路3路線の街路樹の樹種や配置の検討について事業者と協議しました。

次に、目標設定と達成状況についてです。指標1「花の名所づくりの整備箇所数」は、目標である年2カ所の整備に対し、実績は2カ所で、達成度は100%です。指標2「屋上等緑化助成件数」は、目標である10件の助成件数に対して、実績は2件で、達成度は20%です。指標3「屋上等緑化助成実施面積」は、目標である50㎡の面積に対し、実績は34㎡で、達成度は68%です。指標4「保護樹木指定本数」は目標である10本の本数に対し、実績は10本で、達成度は100%です。指標5「整備路線数と延長」は目標である5路線の整備に対して、実績は3路線で、達成度は60%です。

外部評価として「適当でない」とした項目についてです。「適当でない」とした項目は「適切な目標設定」です。内部評価は「適切」と評価しておりますが、外部評価としては「適当でない」と評価しました。

内部評価の理由は、街路樹を植栽するには一定の歩道幅員を確保する必要があるため、歩道の新設や拡幅を伴う道路工事に合わせた目標設定は適切ということです。また、花の名所づくりの整備箇所数は、新宿らしいみどりを創出する観点から、保護樹木の指定件数、屋上緑化等助成件数、面積は宅地や事業者等におけるみどりの創出につながることから、みどりを増やす目標として適切ということです。

これに対し、外部評価としては、屋上緑化・壁面緑化の助成については件数では年間2件、面積では34㎡と、実績が低いとともに、このように実績が低い緑化助成が区全体のみどりの創出や緑被率の向上に及ぼす効果は非常に小さいため、本事業の効果を測る観点からは、改善が必要であり、「適切」とした内部評価は「適当でない」と評価しました。また、区への提案として、助成実績に重きを置くのではなく、「新宿区みどりの条例」に基づき、建築行為等を行う際に義務づけられる民間施設の緑化面積の実績なども含めて、総合的に緑被率を表現し得る目標とした方が、本事業の効果を測る上で適切ではないかと意見を付したところです。

第1部会における議論では、屋上緑化・壁面緑化以外の取組については、おおむね適切と評価できるものの、やはり屋上緑化・壁面緑化については、非常に助成実績が少ないこと、それらの助成実績が、区全体の緑被率の向上に及ぼす効果がとても小さく、限定的なことが問題となりました。議論の結果、「適切な目標設定」について「適当でない」と評価することが相当であるという結論となりました。

【会長】

ありがとうございました。

では、第1部会の評価について、委員会としてこの評価でよいかどうか、ご意見・ご質問、または第1部会の委員から補足等がありましたらお願いします。

特にご意見等ないようでしたら、第1部会が「適当でない」と評価した事業について、全体

の評価としてよろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

ありがとうございます。

では続いて、第2部会について説明をお願いします。

【副会長】

第2部会ですが、8事業について「適当でない」と評価しています。「適当でない」とした評価項目は9項目です。事業名は、計画事業6「高齢者を地域で支えるしくみづくり」、計画事業9「障害者グループホームの設置促進」、計画事業10「障害者の地域生活支援体制の構築」、計画事業18「ひとり親家庭の生活向上支援の充実」、計画事業19「妊娠期からの子育て支援」、計画事業21「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」、計画事業32「生活困窮者の自立支援の推進」、計画事業88「図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）」です。事務局から、「適当でない」とした項目についての説明をお願いします。

【事務局】

第2部会で「適当でない」とした事業について、事務局から説明させていただきます。

まず、計画事業6「高齢者を地域で支えるしくみづくり」についてです。

事業の目的は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者を地域で支えるための仕組みづくりを広く区民、関係者と連携し構築することです。

手段は4つあります。1つ目が高齢者総合相談センターの機能の充実、2つ目が在宅医療・介護ネットワークの構築、3つ目が地域の活力を生かした高齢者を支えるしくみづくり、4つ目が高齢者等入居支援です。

評価についてですが、「目的（目標水準）の達成度」について、内部評価が「達成度が高い」と評価しているのに対し、外部評価は「適当でない」と評価しました。

「適当でない」と評価した理由についてです。高齢者総合相談センターの機能の充実として、高齢者総合相談センターの運営及び相談体制を強化し、個別型地域ケア会議、日常生活圏域型地域ケア会議、新宿区地域ケア推進会議を開催し、課題の解決策を検討する体制が構築されたことは評価できる。しかし、在宅医療・介護ネットワークの構築、地域の活力を生かした高齢者を支えるしくみづくり、高齢者等入居支援のそれぞれに対応する指標の達成度が、それぞれ43%、40%、25%と、いずれも40%前後であることから、「達成度が高い」とする内部評価は「適当でない」と評価しました。

続いて、計画事業9「障害者グループホームの設置促進」についてです。

事業の目的は、障害者の地域での生活を支援するため、民設民営方式によるグループホームの整備に対して、施設整備費等の補助を行うことで、グループホームの設置促進を図ることです。

手段は、障害者グループホームを民営設営方式により整備することです。

評価についてです。「効果的・効率的な視点」について、内部評価は「効果的・効率的」とするのに対し、外部評価は「適当でない」としました。

「適当でない」と評価した理由についてです。内部評価シート全体を通して、区の設置促進に向けた実質的な動きが見えにくい、補助金の交付に当たって具体的な動きが見えるともっとよいのではないかという意見が出ました。また、設置促進に向け、特別養護老人ホームとの合築なども視野に入れて、効果的・効率的な面も見極めながら積極的に検討して欲しいという意見もあり、「適当でない」と評価しました。

続いて、計画事業10「障害者の地域生活支援体制の推進」についてです。

事業の目的は、障害者の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、地域で安心した生活が続けられるよう障害者支援施設等に必要な機能を付加し、障害者の地域生活を支える支援体制を推進することです。

手段です。区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風の3つの施設に相談支援専門員を増配置し、土・日曜日にも相談支援を実施するとともに、サービス等利用計画の作成を促進し、ケアマネジメント機能を強化する。また、シャロームみなみ風に研修コーディネーターを配置し、区内事業者向けの研修等を実施することにより、人材育成、サービス水準の向上を図ることです。

評価についてです。「事業の方向性」について、内部評価では「経常事業化」としていることに対し、外部評価は「適当でない」と評価しています。

「適当でない」と評価した理由についてです。将来的に経常事業化することには異論がないものの、現状では経常事業化に当たって、整えておくべき体制の準備が十分に済んでいないのではないかと。支援体制がどう動いていくかなどの、全体の構成がまだ見通せていないこと、研修の体系的な整理が必要なことを考えれば、計画事業として、継続的に進めていくべきだという意見です。

続いて、計画事業18「ひとり親家庭の生活向上支援の充実」についてです。

事業の目的は、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び生活困窮者自立支援法の施行などを踏まえ、個々の世帯の状況に応じたきめ細やかな支援を総合的に推進し、特に貧困に陥りやすいと言われているひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ることです。

手段としては、ひとり親家庭生活支援相談会の実施、ひとり親家庭サポートガイドの作成、新宿区のひとり親家庭のニーズ及び課題の把握・分析、健康部の出産子育て応援事業との連携です。

評価についてですが、「適切な目標設定」について、内部評価は「適当である」というのに対し、外部評価は「適当でない」と評価しています。

「適当でない」と評価した理由についてです。指標1「ひとり親家庭生活支援相談会出席者数」を指標としているが、ひとり親家庭生活支援相談会・講演会は誰でも参加できるようになっている。しかし、この指標が実際のひとり親家庭の支援結果を反映しているとは考えにくい。相談会の出席者数だけではなく、ひとり親家庭に対してより踏み込んだ支援につながるような

目標設定を掲げてほしいという意見です。

続いて、計画事業19「妊娠期からの子育て支援」についてです。

事業の目的は、妊産婦や乳幼児の健康の維持、出産・子育てに対する不安の軽減、疾病の予防、早期発見などのため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことです。

手段は2つあります。1つ目は出産・子育て応援事業、2つ目は絵本でふれあう子育て支援事業です。

評価についてですが、「適切な目標設定」について、内部評価は「適当である」というのに対し、外部評価は「適当でない」と評価しています。

「適当でない」と評価した理由についてです。特に出産・子育て応援事業が本事業の中で重要だと思われるため、より踏み込んだ指標設定がされることを期待する。例えば、指標1「看護職による面接が役に立ったと感じた妊婦の割合」については、アンケート結果が指標に設定されているが、アンケートの実施期間は1カ月間であり、また、対象者が限定されているため、より多くの対象者に実施したアンケート結果の目標設定にするべきではないかという意見が出ました。また、継続的な支援を必要とする妊婦について、どれだけ支援プランにつなげることができたかなどの指標を設定する必要があるのではないか。継続的な支援を必要とする妊婦というのは、若年の妊婦の方、精神疾患のある妊婦の方など、そういう支援が必要な人に対しての指標も欲しいという意見です。

続いて、計画事業21「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」についてです。

事業の目的は、学校教育において、通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）や高機能自閉症等の発達障害のある児童・生徒、外国籍の児童・生徒、不登校の児童・生徒など、特別な支援を必要とする児童・生徒の様々な教育的ニーズに対し、適切な対応が図られるよう児童・生徒や学校に対して支援することや支援を行うための教育的環境の整備を行うことです。

手段は3つあります。1つ目は巡回指導・相談体制の充実、2つ目が日本語サポート指導、3つ目が児童・生徒の不登校対策です。

評価については、2つの項目に対し「適当でない」と評価しています。

1つ目が「適切な目標設定」についてです。内部評価が「適当である」と評価したのに対し、外部評価は「適当でない」と評価しています。巡回指導・相談体制の充実について、特別支援教育推進員の派遣日数を指標としているが、それだけではなく、派遣先での支援内容や、支援を必要とする児童・生徒や学校への効果など、より状況が把握できるような指標が必要ではないかという意見です。また、日本語サポート指導について、児童・生徒の母語が多様化し、漢字の習得に時間を要するケースが増加している中で、より事業の効果が分かるように指導法、習熟度の判定等を含めて指標を検討してほしいという意見もありました。

2つ目が「効果的・効率的な視点」についてです。内部評価が「効果的・効率的」とするのに対し、外部評価は「適当でない」と評価しています。日本語サポート指導、児童・生徒の不登校対策とも指標の達成度が低い状況の中で、特別な支援を要する児童・生徒への理解や学校

内の支援体制の整備が効果的・効率的に進んでいるとは必ずしも言えない。内部評価には疑問が残るのではないか。従来の施策を展開するだけでなく、もっと手法の工夫も必要なのではないかという意見です。

続いて、計画事業32「生活困窮者の自立支援の推進」についてです。

事業の目的は、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な支援の実施を行い、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する第2のセーフティーネットを拡充することで、生活困窮者の自立と尊厳の確保と生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指していくことです。

手段は、生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する生活支援相談窓口を開設し、自立相談支援をはじめとした各種支援事業を実施することです。

評価についてですが、「目的の達成度」について、内部評価は「達成度が高い」とするのに対し、外部評価は「適当でない」と評価しています。

「適当でない」と評価した理由についてです。他部署への情報提供や支援要請を効果的に実施したことは評価できるが、いずれの指標も実績値が目標値を下回っていることから「達成度が高い」とする内部評価は適当でない。指標1「自立相談支援事業の利用者数」は83.5%、指標2「包括的・継続的な支援の実施者数」は38.5%と、いずれも目標値を下回っています。実際に行われている活動内容が適切に反映されるような指標を検討してほしいという意見です。

続いて、計画事業88「図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）」についてです。

事業の目的は、区民の生活の中で生まれる様々な課題について、図書館が持つ資料、データ及び生活情報を活用することにより解決への支援を行い、地域における知の拠点を目指すことです。

手段は、電子書籍の導入など新しい時代に向けた図書館サービスのあり方の検討です。また、ビジネス情報支援相談会の開催やレファレンスなど課題解決支援のための情報サービスを提供することです。

評価についてですが、「適切な目標設定」について、内部評価は「適当である」とするのに対し、外部評価は「適当でない」と評価しています。

「適当でない」と評価した理由についてです。平成28年度から目標設定に来館者数、図書館資料貸出点数、ホームページアクセス数といった分かりやすい指標を追加したことは評価できる。しかし、より一層、図書館の取組の成果を把握できる指標を設定することが必要ではないか。指標としては計測方法等の課題があるかもしれないが、1冊当たりの貸出回数を表す蔵書回転率やレファレンスのアンケート結果など、よりアウトカムを意識した目標設定に期待するという意見です。

【会長】

ありがとうございました。

では、第2部会の評価について、委員会としてこの評価でよいかどうか、ご意見・ご質問をいただければと思いますが、先に私から質問です。

事業として経常事業化するというこの意味ですが、計画事業は、事業の立ち上げ時期など

時限的なものが多く、それらの事業が区民のニーズに合致しており、今後も継続して取り組んでいくという判断になった場合は経常事業化するという認識でいいのでしょうか。

【事務局】

新規に実施する事業で、集中的、重点的に実施するため計画事業とするという場合もあります。また、経常的でない業務についても計画事業のまま実施していくという場合もあります。

新規で事業を立ち上げる際に、計画事業として集中的に実施し、事業が軌道に乗った際に経常事業化にするという流れもありますが、事業によって様々なパターンがありますので、一概には言えません。しかし、経常事業化ということが、必ずしも事業の優先度を低くするということではありません。

【会長】

外部評価を行うに当たって、経常事業化するというものの意味、また、計画事業として実行計画とすることの意味について、当初から一般的な理解があれば、より良い評価作業になったのではないかと感じました。

【委員】

以前にも事務局から説明をいただいたと思うのですが、経常事業化したからといって、外部評価の対象から外れるということではないということですよ。

【事務局】

平成29年度は、計画事業単位で内部評価と外部評価を実施しましたが、以前には経常事業評価も実施しています。また、行政評価の手法等の検証をしていただいている中での方向性として、施策単位で、ある程度全体を見渡すような形での評価をするべきだという意見もいただいております。施策という広い単位の中には経常事業も含まれています。

【会長】

ありがとうございます。将来的には重要な点だと思います。

今後は施策という単位で、計画事業とともに経常事業も視野に入れ、割と大きなくくりで評価をしていくという新しい手法を外部評価委員会としても提言しています。この点に関しては、試行を実施し、今後検討していくところです。

ほかにご意見いかがでしょうか。

【委員】

計画事業18「ひとり親家庭の生活向上支援の充実」についてですが、ひとり親の定義を教えてください。

【副会長】

計画事業18「ひとり親家庭の生活向上支援の充実」において、ひとり親として想定されているのは、児童扶養手当の対象者です。

【事務局】

事務局からの補足になりますが、児童扶養手当の対象者は、1. 父母が離婚した、2. 父または母が死亡、生死不明である、3. 父または母が重度の障害を有する、4. 父または母に引き続き1

年以上遺棄されている、5. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた、6. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている、7. 婚姻によらない出生である（父子家庭の場合は母、母子家庭の場合は父の扶養がある場合を除く）のいずれかに該当する児童となっています。

【会長】

ありがとうございます。今の説明でかなり明確だと思います。

ほかにご発言ありますか。

【委員】

計画事業88「図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）」についてですが、目標の達成度は非常に高いのではないかと思います。この点に関しての評価はどのように考えていますか。

【委員】

この事業に関しては、平成28年度の外部評価の時点では、目標設定がレファレンス件数のみでした。平成28年度の外部評価において、区民に役立つ図書館となるために十分に機能するような指標の設定について指摘し、今回新たに、指標2「来館者数」、指標3「図書館資料貸出点数」、指標4「ホームページアクセス数」が設定されています。

図書館サービスの充実を図っていくためには、ほかにもよりよい指標があるのではないかと第2部会としては考えています。所管課とのヒアリングでのやり取りの中でも、この点について議論し、所管課としても改善の方向で検討していくとのことでした。アウトカム指標の設定に向けて、第2部会としても所管課の背中を押す意味も込めて「適当でない」という評価としています。

【副会長】

事業の達成度は十分に高いのではないかという指摘については、第2部会としても当然評価していますので、「総合評価」については「適当である」としています。その点についてはきちんと評価した上で、「適切な目標設定」については、いま委員より説明があったように「適当でない」と評価しています。この評価については、第2部会としても相当悩み、議論をした上で判断をしています。

【委員】

区民として図書館を利用している立場からの意見ですが、図書館を文化の中心拠点としてより一層機能させていく必要があると思います。そのため、第2部会の評価や所管課の背中を押すという意見には賛成します。

【会長】

ありがとうございます。

他部会の委員からも第2部会の評価に賛同する意見をいただきました。

ほかにご意見がないようでしたら、第2部会が「適当でない」と評価した事業について、全体の評価としてよろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

ありがとうございます。

では続いて、第3部会の事業についてです。

第3部会ですが、4事業について「適当でない」と評価しています。「適当でない」とした評価項目は7項目です。事業名は、計画事業37「町会・自治会及び地区協議会活動への支援」、計画事業39「生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用」、計画事業81「商店街の魅力づくりの推進」、計画事業102「新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上」です。事務局から、「適当でない」とした項目についての説明をお願いします。

【事務局】

第3部会で「適当でない」と評価した事業について説明をさせていただきます。

まず、計画事業37「町会・自治会及び地区協議会活動への支援」についてです。

事業の目的は、区民や地域団体、NPO、事業者などが連携、協力をし、主体的に地域の課題に取り組み、地域が自主的に個々の相互信頼に基づいて開かれた地域コミュニティの実現を目指していくことです。

事業手段は、2つあります。1つ目が町会・自治会活性化への支援、2つ目が地区協議会活動への支援です。1つ目の町会・自治会活性化への支援については、町会・自治会への加入促進のため顔のわかる町会長パンフレットなどの冊子の配付や町会の加入手引書の作成など、加入促進支援の取組を新宿区町会連合会や宅建協会、不動産協会などと連携して取り組んでいます。2つ目の地区協議会への支援については、地区協議会活動への補助金の交付や活動のPRの推進などを行うものです。また、より多くの団体が課題解決やコミュニティの活性化に取り組めるよう、現在、新たな助成制度について所管課で検討をしています。

「適当でない」と評価した項目は、「適切な目標設定」です。内部評価で「適切である」としているものに対し、外部評価は「適当でない」と評価しています。

「適当でない」とした理由については、地区協議会活動への支援について、平成28年度の外部評価委員会の指摘を受け、指標2「地区ごとの特性に合った活動を支える、支援策の検討」という指標を設定しているのですが、目標自体が、総括・検証となっており、新たな助成制度の確立に向けた具体的な取組が見えない指標となっていること。また、事業の進捗状況や成果を測る指標としては、依然として、不十分なのではないかというような意見から、「適当でない」と評価しています。

続いて、計画事業39「生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用」についてです。

事業の目的は、地域における人材の発掘、登録など人材交流の仕組みを整え、運用していくことにより、地域住民の生涯学習活動の支援及び地域社会における人材交流を促進し、文化やスポーツ、国際理解や芸術などの幅広い分野で区民がより質の高い生活を送れるようにすることです。

事業手段は、主に新宿未来創造財団が運営する新宿地域人材ネットの活用です。新宿地域人

材ネットの登録者を区や財団が実施する様々な事業において、また区内の様々な生涯学習活動において活用を図っています。

「適当でない」と評価した項目は、「サービスの負担と担い手」「効果的・効率的な視点」「目的（目標水準）の達成度」「総合評価」です。

「サービスの負担と担い手」についてです。本事業は主に新宿未来創造財団が担い手となっています。しかし、事業の業務としては、新宿地域人材ネットの人材情報の登録や登録者の活用、活用先の拡大など、事業の業務が非常に多岐にわたっており、新宿未来創造財団のみで事業を実施していくのは、あまりに負担が大き過ぎるのではないかという意見です。新宿地域人材ネットの機能を十分にいかし、効果的に事業を実施していくためには、この担い手という部分の拡充が必要ではないかという意見もあり、「適当でない」と評価しています。

「効果的・効率的な視点」についてです。新宿地域人材ネットの登録者の把握が十分にされていないのではないかと。また、そのために登録者の活用が効果的になされていないのではないかと。さらに、平成28年度の外部評価においても、本事業の登録者の活動実態の把握という点を指摘していますが、この点についても今回の内部評価では、十分な改善が見られない。登録者を効果的に活用していくためには、登録者の活動実態や地域のニーズを正確に把握する必要があるだけでなく、各地域における需要と供給をマッチングさせるということも必要であるというような意見もあり、「適当でない」と評価しています。

「目的（目標水準）の達成度」についてです。指標1「登録者の延べ活動日数」、指標2「登録者数」について、いずれも目標を達成していません。指標3「講座アンケートで満足と回答した人の割合」については、目標を達成しているものの、目標水準の設定が必ずしも高いとは言えないこと、「達成度が高い」とする理由についても内容分析等の説明が不十分であると考えられるため「適当でない」と評価しています。

「総合評価」についてです。「サービスの負担と担い手」「効果的・効率的な視点」「目的（目標水準）の達成度」について、第3部会としては、いずれも「適当でない」と評価しています。「適切な目標設定」についても、改善が必要としているため、事業全体として、「計画どおり」としている内部評価に対しては、「適当でない」と評価しています。

続いて、計画事業81「商店街の魅力づくりの推進」についてです。

本事業の目的は、商店会の会員に向けた情報誌を発行し、先進事例の紹介や他の商店会の取組等を商店会同士で共有することにより、区内の商店会の魅力的な取組の支援や商店街の活性化を図ることです。

事業手段は、区内商店会の会員向け情報誌「新宿商人」を発行することです。情報誌は年4回発行し、特徴のある商店会活動の事例紹介や商店経営に有益な情報を掲載しています。

「効果的・効率的な視点」について、内部評価は「効果的・効率的」としていますが、外部評価は「適当でない」と評価しています。

「適当でない」と評価した理由についてです。情報誌を発行し、区内の商店会の取組等を商店会で共有することには一定の価値があると評価するものの、本事業の目的である商店街の魅

力づくりに対する支援策として適当であるのかという点について議論がありました。商店会の抱える経営者の高齢化、各店舗の後継者の不足、会員の商店会活動に対する意欲低下、魅力ある店舗の不足という4つの課題に対して、効果的であると必ずしも言えないという意見から、「適当でない」と評価しています。

続いて、計画事業102「新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上」についてです。

本事業は学識経験者等と職員が連携し、政策研究及び政策提言を行う新宿自治創造研究所を運営することにより、区の政策形成能力を高めることを目的としています。

事業手段は、政策立案の基礎となる人口、世帯や、中長期的な政策課題に係る調査研究を学識経験者と区職員が連携して行い、研究成果を毎年、報告書やフォーラム等により発信しています。

「効果的・効率的な視点」について、内部評価では「効果的・効率的」としているのに対し、外部評価は「適当でない」と評価しています。

「適当でない」とした評価した理由についてです。新宿自治創造研究所の役割が、見えにくいという意見がありました。新宿自治創造研究所の主な役割は、政策立案の基礎となる人口推計等のデータの調査分析を行い、それらを提供することや、客観的なデータ等の研究成果について、報告書やフォーラムを通じて発信することがあります。しかし、そのような研究所の基本的な立ち位置や調査分析したデータがどのように活用されたかという成果が見えないという意見です。新宿自治創造研究所としての役割、機能をより効果的に活用していくためには、そのような点について、より丁寧に積極的に説明していく必要があるのではないかという意見から、「適当でない」と評価しています。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

計画事業39「生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用」については、ヒアリングでは予定時間の倍ぐらい使い、かなり綿密に議論しました。「適当でない」とする項目が多いという印象を受けたかもしれませんが、それにふさわしい時間のヒアリングを行い、十分に考えた上での判断です。

では、第3部会の評価について、委員会としてこの評価でよいかどうか、ご意見・ご質問、または第3部会の委員から補足等がありましたらお願いします。

【委員】

計画事業39「生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用」についての補足です。

本来この事業は、区にかかわる公益事業であり、区の地域人材の発掘と登録、さらに活用という大きな目標があります。

まず、担い手の問題として、区の運営助成を受けた団体が行うには、少し負担が多過ぎるのではないかということが第3部会の共通した評価です。地域の実態の把握や登録者の活用、ま

た地区ごとに生涯学習においてどのような人材を求めているのかということの把握について、平成28年度、あるいはその前から指摘されているにもかかわらず、改善が見られないことから「サービスの負担と担い手」について「適当でない」と評価しています。

「効果的・効率的な視点」においても、区の多様な分野の人材が人材バンクに登録しているので、もう少し専門的な視野で、機能を分けて、区民に周知していく必要があるのではないかと指摘がありました。

このような視点で、十分に議論をした上で、外部評価をしています。

【会長】

ありがとうございます。

では、委員からご意見をお願いします。

【委員】

計画事業39「生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用」についてですが、ほぼすべての評価を「適当でない」としています。現場は一生懸命事業を行っているが、その点についての評価がされていないというような面もあるのではないのでしょうか。

【会長】

第3部会の意見は、本事業における地域人材ネットの制度がきちんと機能するよという趣旨ではありますが、その点について誤解を生じないようにすることが必要であれば、少し書き方を工夫すべきかと思います。

この点、いかがでしょうか。

【委員】

委託している事業については、内部評価シートの担当者と現場で働いている担当者が違うということが、評価におけるずれを生じさせているのではないかと思います。これは別の事業においても感じたことです。ヒアリングにおいても、できれば現場で実際に働いている方も呼んで、やり取りを行うという方法が望ましいのではないのでしょうか。

計画事業39「生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用」については、このようなずれが生じてしまっている面もあるのではないかと思います。

【委員】

評価については、新宿未来創造財団が悪いという批判的な意見では決してなく、区の所管課に責任があるというのではないのでしょうか。事業を外部に委託している場合、きちんと現場を見ているのかということについて、外部評価として所管課に問いかけていくべきだと思います。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにご発言はありますか。

【副会長】

各委員の意見を伺った上で感じたことですが、やはり、新宿未来創造財団に対するネガティ

ブな評価が、少し前面に出すぎている点は、懸念されるべきところではないかと思えます。

ただ、全体としての評価は第3部会の取りまとめでよいと思えますので、外部評価意見の中で、区がより積極的に事業に関わる必要があるということを記載していくのがよいと思えます。現在の事業のあり方自体に対する指摘を入れてもよいのではないかと思いました。全体の取りまとめの内容自体については賛成します。

【会長】

ありがとうございます。

今の委員の発言は、第3部会の考えを代弁してくれたような気がします。

新宿未来創造財団の取組について、誤解を生じるような表現があるのであれば、やはり本意が伝わるように文言を記載していく必要があると思えます。

この点については、事務局と相談し、文章を修正したいと思います。よろしいでしょうか。
<異議なし>

【会長】

ありがとうございます。

では、計画事業39「生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用」についてはそのように対応させていただきます。

ほかの事業につきましてご発言がありましたら、お願いします。

【第1部会長】

各部会の結果をいろいろ伺って、評価の仕方が部会によって随分違うということを感じました。例えば、計画事業81「商店街の魅力づくりの推進」についてです。商店街の魅力づくりという大きな目標に対して、情報誌の発行だけで効果的なのかということで、「適当でない」という評価でした。全くそのとおりだと思います。第1部会においても、大きな目標に対しての手段や方法が、それのみでは完結しないという事業が多くありました。そのような事業に対し「適当でない」という評価をしたい気持ちはありましたが、施策や事業全体の体系について意見をすることは、外部評価委員会の役割を少し逸脱するのではないかという認識を持っていたため、「適当でない」と評価することについてかなり抑制的ではありました。その点について、部会によってかなり認識の違いがあるように思います。

また、目的の達成度の「達成度が高い」「達成度が低い」とする内部評価や外部評価の判断についても、所管課や部会によってばらつきがあると思えます。それを良しとするという意見もあるかと思えますし、区民の方などが見たときに、評価基準にばらつきがあるのではないかと見られることもあるかと思えます。

【会長】

評価については、基本的に部会ごとに任せていますので、客観的に見た場合にある程度の不揃いがあるかもしれません。この点については、外部評価の仕組みとしては良しとしていて、あまりにも不揃いが大きい場合には全体会で是正されるという形です。

しかし、根本的には、部会によって不揃いがあるということは大きな問題なので、外部評価

実施結果報告書において問題提起をしたらいいのではないかと思います。

【委員】

計画事業81「商店街の魅力づくりの推進」についてですが、第3部会としては、情報誌を出したことで商店街の問題が解決するとは思っていませんし、また一方で、情報誌を発行することで商店街の問題の解決に寄与するというものもあると考えています。

しかし、編集の仕方や取り上げている内容が、先ほど説明のありました商店街が抱える4つの課題をきちんと考えているのかということに疑問を持っています。商店街の人が見ただけで終わってしまうのではないかと懸念しています。情報誌を発行しただけで問題が解決するとは思っていませんが、事業として実施する以上、もう少し問題の核心に触れたものを出してほしい。そのような意見です。

【会長】

ありがとうございます。

先ほど指摘のあった、事業名が課題であるために評価が難しくなるという問題は解消されたわけではありませんので、外部評価実施結果報告書の「今後に向けて」において意見を書き込む必要があるかもしれません。

【委員】

重ねて申し上げますと、ご説明いただいた内容は事業評価ではないかと思います。区の外部評価は内部評価を評価するという仕組みです。個人的には、区の行政評価制度への理解としては、情報誌の内容を評価するというのではないと思っていました。

【会長】

その線引きはなかなか難しいですね。

【委員】

すごく難しいと思います。

【会長】

内部評価を評価しているというつもりですが、事業内容そのものを評価していると言われれば、そのような面もあるかもしれません。その線引きは、やはりそれぞれの委員の自主的な判断になるのではないかと思います。あとは、各部会長のサポートや助言などにより全体として担保していくしかないのではないかと思います。難しい問題ですね。

ほかにご意見いかがでしょうか。

【委員】

それぞれの部会で評価する事業の内容も違いますし、部会によって個性もあるかもしれませんが、内部評価を外部評価するという姿勢においては、全くぶれていないと思います。ただ、文言の書き方などは違いが出てくるので、全体会で調整を図るということですね。

ただ、内部評価のあり方については若干思うところがあります。目標設定のあり方については、所管課によって目標設定の仕方が違います。目標設定において、何を根拠にして目標値が出てきているのかということについて、区で統一性を持たせていただければ評価はしやすいの

ではないかなと感じました。

【会長】

全体の外部評価のあり方につきましては、次回の全体会において継続して議論させていただきたいと思います。

第3部会が「適当でない」と評価した事業についてですが、ほかにご意見がないようでしたら全体の評価とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

ありがとうございます。

ではこれで閉会します。お疲れ様でした。

<閉会>